

令和2年度第2回みよし市公平委員会次第

日時 令和3年3月3日(水)

午前10時から

場所 市役所5階 特別会議室

1 挨拶

2 議題

- (1) 職員団体登録事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・P1～6
- (2) みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・P7～10

3 その他

- (1) 愛知県公平委員会連合会総会等について・・・・・・・・P11～12
- (2) 全国公平委員会連合会東海支部総会等について・・・・・・・・P13～15

議案第1号 職員団体登録事項の変更について

みよし市教員組合

- (1) 変更内容 役員の改任
- (2) 変更届出日 令和3年2月17日

<参考；みよし市職員団体の登録に関する条例>（抜粋）

（登録の申請）

第2条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつてはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

（登録の通知）

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

（規約もしくは定款等の変更または解散の届出）

第4条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

<参考；地方公務員法>（抜粋）

（職員団体）

第52条 1～4 略

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第53条 1及び2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5以下 略



職員団体役員改任届

2021年2月17日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合
代表者氏名 多治見 哲也

役職名	職名	氏名	住所
執行委員長	教諭	多治見 哲也	[REDACTED]
執行副委員長	教諭	熊本 陽子	[REDACTED]
執行副委員長	教諭	大久保 武彦	[REDACTED]
書記長	教諭	朝岡 信博	[REDACTED]
会計委員	教諭	近藤 光明	[REDACTED]
執行委員	教諭	入江 啓太	[REDACTED]
執行委員	教諭	坪井 善哉	[REDACTED]
執行委員	教諭	長谷川 達也	[REDACTED]
執行委員	教諭	花井 誓子	[REDACTED]
執行委員	教諭	中島 裕也	[REDACTED]
執行委員	教諭	山本 麻衣	[REDACTED]
監査委員	教諭	山田 祐也	[REDACTED]

役員改任証明書

1	公 示 日	2021年 1月14日
2	投 票 日	2021年 2月 1日
3	投 票 場 所	各職員の所属する学校
4	組 合 員 総 数	277名
5	出 席 組 合 員 数	240名
6	投 票 方 法	一人一票 直接 無記名
7	立 候 補 者 数	12名
8	投 票 結 果	別紙の通り

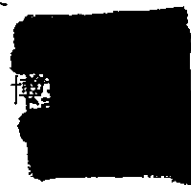
本組合の役員は、以上のとおりすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数により改任されたことを証明する。

2021年 2月15日

証明者氏名

みよし市教員組合選挙管理委員長

伊藤 康博



2021年度 みよし市教員組合役員立候補者

選挙の種類	立候補者氏名	信任	不信任	白票
執行委員長	多治見 哲也	240	0	0
執行副委員長	熊本 陽子	239	1	0
執行副委員長	大久保 武彦	239	0	1
書記長	朝岡 信博	240	0	0
会計委員	近藤 光明	240	0	0
執行委員	入江 啓太	240	0	0
執行委員	坪井 善哉	240	0	0
執行委員	長谷川 達也	240	0	0
執行委員	花井 誓子	238	2	0
同上(女性部長)	山本 麻衣	240	0	0
同上(青年部長)	中島 裕也	240	0	0
監査委員	山田 祐也	240	0	0

組合員数 277名 投票者総数 240名

(産休 9名 / 育休 20名 / その他 8名 / 合計 37名)

2021年2月1日

みよし市教員組合選挙管理委員会
同 委員長 伊藤 康博





2 み 公 第 3 8 号

令和3年3月 日

みよし市教員組合

執行委員長 多治見 哲 也 様

みよし市公平委員会

委員長 藤 本 光 夫

職員団体の役員の改任の登録について（通知）

令和3年2月17日付けの届出については、本日登録しました。

担 当 事務職員（鈴木、福上）

電 話 0561-32-8000（直通）

ファクシミリ 0561-32-2165

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

議案第2号 みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

【趣 旨】 押印を求める手続の見直しに伴い、公平委員会規則で定める規定のうち、押印を求める手続を不要とするため、必要な改正を行う。

- 【内 容】
- 1 みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正（第1条関係）
第5条第2項及び第17条第4項中の「記名押印」に関する規定を削る。
 - 2 みよし市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正（第2条関係）
第2条第2項中の「記名押印」を削る。
 - 3 みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正（第3条関係）
第2条第1項中の「記名押印」を削る。
 - 4 みよし市再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則の一部改正（第4条関係）
別記様式中の氏名欄に係る「印」を削る。

【施行期日】 令和3年4月1日

みよし市職員の不利益処分に関する規則の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(審査請求) 第5条 略 2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 (1)以下 略 3以下 略 (再審の請求) 第17条 1～3 略 4 前項の書面（以下「再審査請求書」という。）には次に掲げる事項を記載して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略</p>	<p>(審査請求) 第5条 略 2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならぬ。 (1)以下 略 3以下 略 (再審の請求) 第17条 1～3 略 4 前項の書面（以下「再審査請求書」という。）には次に掲げる事項を記載し、再審査請求しようとする者が記名押印して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略</p>

みよし市職員の勤務条件に関する規則の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 略 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略</p>	<p>(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 略 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略</p>

みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(審査の請求) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した公務災害補償審査請求書（以下「審査請求書」という。）正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略 2以下 略</p>	<p>(審査の請求) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した公務災害補償審査請求書（以下「審査請求書」という。）正副各1通に記名押印して公平委員会に提出しなければならない。 (1)以下 略 2以下 略</p>

みよし市再就職者による依頼等による依頼等の届出の手続に関する規則の一部改正新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>別記様式</p> <p>再就職者から依頼等を受けた場合の届出</p> <p>年 月 日</p> <p>みよし市公平委員会委員長 様</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	<p>別記様式</p> <p>再就職者から依頼等を受けた場合の届出</p> <p>年 月 日</p> <p>みよし市公平委員会委員長 様</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>
<p>1 届出者</p> <p>(ふりがな) 氏 名</p> <p>生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）</p> <p>所属</p> <p>職</p>	<p>1 届出者</p> <p>(ふりがな) 氏 名</p> <p>生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）</p> <p>所属</p> <p>職</p>
<p>2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等</p> <p>(ふりがな) 氏 名</p> <p>再就職者が勤務する営利企業等の名称</p> <p>離職前の所属</p> <p>離職前の職</p>	<p>2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等</p> <p>(ふりがな) 氏 名</p> <p>再就職者が勤務する営利企業等の名称</p> <p>離職前の所属</p> <p>離職前の職</p>
<p>3 要求又は依頼の内容</p>	<p>要求又は依頼が行われた日時</p> <p>年 月 日 時</p> <p>要求又は依頼が行われた日時</p> <p>年 月 日 時</p> <p>営利企業等における再就職者の地位（役職等）</p> <p>営利企業等における再就職者の地位（役職等）</p>
<p>3 要求又は依頼の内容</p>	<p>3 要求又は依頼の内容</p>

みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 みよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第17条第4項中「記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。

(みよし市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 みよし市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して」を「記載して」に改める。

(みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第3条 みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「正副各1通に記名押印して」を「正副各1通を」に改める。

(みよし市再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則の一部改正)

第4条 みよし市再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則（平成28年みよし市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 愛 公 連 号 外
令和 2 年 9 月 7 日

各市公平委員会委員長 様

愛知県公平委員会連合会
会長 村 山 智 子
(公 印 省 略)

令和 3 年度愛知県公平委員会連合会の負担金等に係る予算措置について
(通知)

日頃は、本会の運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
愛知県公平委員会連合会が令和 3 年度に予定しております事業及び負担金について、
下記のとおり御案内しますので、貴会において予算措置をしていただきますようお願い
いたします。

記

1 事業 (予定)

(1) 役員会及び総会

ア 時 期 令和 3 年 4 月下旬頃

イ 会 場 知立市

(2) 事務研究会

ア 時 期 令和 3 年 1 0 月頃

イ 開催地 長久手市

(3) 事務局長会議 (令和 2 年度及び 3 年度役員市のみ)

ア 時 期 令和 4 年 2 月頃

イ 開催地 知立市

2 負担金

会費 1 市につき、5, 0 0 0 円

〈連絡先〉 愛知県公平委員会連合会事務局

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市役所協働推進課内 担当 池田

電話 0566-95-0112 FAX 0566-83-1141

e-mail hisho@city.chiryu.lg.jp

2全公連東支発第13号

令和2年10月8日

全国公平委員会連合会東海支部

加盟公平委員会委員長 様

全国公平委員会連合会東海支部

支部長 松 永 彰 生

(公 印 省 略)

令和3年度全国公平委員会連合会東海支部総会等の開催期日について (通知)

秋冷の候、皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度の全国公平委員会連合会東海支部総会等の開催期日等が下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましては、令和3年度の事業を計画されるに当たり、下記日程に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 開催期日 | 令和3年5月21日(金) |
| 2 会場 | 袋井新産業会館キラット(〒437-0023 静岡県袋井市高尾
1129-1) |
| 3 参加者負担金 | 1名につき5,000円(予定) |

(連絡先) 全国公平委員会連合会東海支部事務局

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市監査委員事務局内

(担当)山本

(電話)0595-22-9740

(FAX)0595-22-9741

(E-mail)kansa@city.iga.lg.jp

2全公連東支発第18号
令和2年12月3日

全国公平委員会連合会東海支部
加盟公平委員会事務局長 様

全国公平委員会連合会東海支部
支部長 松永 彰生
(公 印 省 略)

令和3年度全国公平委員会連合会東海支部総会等に伴う視察・懇親会の
不開催について（通知）

平素は本会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて先日は公務ご多忙の中、みだしに関するアンケート回答にご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

全会員公平委員会から頂戴しました回答の集約結果は「賛成88、反対0」というものです。

また回答に付随するご意見について、令和3年度役員会出席予定の公平委員会事務局にお諮りしたところ、お出しいただいた意見にアンケート回答集約結果に相對する意見等は見受けられませんでした。

よって、令和3年度全国公平委員会連合会東海支部総会等に伴う視察・懇親会は不開催とすることに決定しましたので、通知いたします。

なお、アンケート回答に付随記載された各公平委員会からのご意見、さらにそれについての役員等公平委員会事務局からのご意見を別紙のとおり集約しましたので、ご確認ください。

今回皆様より頂戴しましたご意見につきましては、今後令和3年度東海支部総会等開催日までの新型コロナウイルス感染症等の動向を注視しながら、令和3年度東海支部総会取扱事項とすることを検討して参ります。

通常公務と併せて新型コロナウイルス感染症対策事業・業務従事につき大変ご多用の中、再びお手数をおかけすることもあろうかと存じますが、今後とも本会の運営についてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事務担当】

全国公平委員会連合会東海支部事務局

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市監査委員事務局内

(担当) 山本

(電話) 0595-22-9740

(FAX) 0595-22-9741

(E-mail) kansa @city.iga.lg.jp